

## II 展 望

### 1. 現下の日本社会が抱える閉塞状況を打開するために

○I で述べたように、日本社会は高度経済成長期に成立した社会構造が行き詰まりを迎えたまま、それを打開できない閉塞状況にある。現下の閉塞状況から脱するためには、諸問題の根底にある、社会・経済の構造的な変化とその要因を的確にとらえ、それに対処してゆくためにはいかなる社会を構想することが求められるかについての合意を広範に形成することが必要である。

○具体的な社会像を構想する際に貫かれるべき基本的な理念は、個々人の多様性と尊厳を重んじる公正な社会的諸制度の整備、真の意味で豊かな生活を人々に実現する経済活動の活性化、世界各国との連携協力とその下での地球環境の維持保全の追求ということになると考えられる。

(ただしそのビジョンは、理想社会の実現を空想的に企図するようなものではなく、むしろ当面の間は、最悪の負のスパイラルに陥ることを回避することを目的とした現実的なものである必要がある。)

○これらの理念を明確な政治的意思と各セクター間の協力によって実現してゆくことが不可欠である。当面の切実な問題に対する短期的な手当も必要であるが、それらは長期的な方向性と整合的であり、そこにむけての着実な一歩となるものでなければならぬ。

### 2. 今後目指すべき産業社会の構想

○上で述べた理念に即した産業社会を構築するためには、一握りの高度エリートと多数の単純労働者への分化という方向性ではなく、可能な限り多くの労働者がそれぞれの職場で高水準の知識・技術に基づく貢献をなすことにより、優れた質の財とサービスを生産・提供してゆく体制への転換が必要である。

○そのための一つの重要な鍵となるのが、ある程度客観的に評価され得る「専門性」（あるいは「専門的な能力」）が、個々の企業のメンバーシップの壁を越えて、それらを必要とする場で適切に活かされ処遇されるような労働市場を構築することである。

○低炭素化、グローバル化、情報化、企業の社会的責任の重要化等の新しい諸課題に対応するためにも、新たな専門職種を同定・育成し、それらが十全に力を発揮できるような労働市場と雇用制度を整備してゆくことが、個々の企業活動にとっても資するものとなる。

### 3. 新しい大学教育の姿

○上記の産業社会の構築に資するためには、大学の「教育力」と、外部社会に対する教育内容の「レリバンズ（特に職業的レリバンズ）」を向上させることが不可欠

である。それは、既存の専門分野内部において取り組まれる必要があるだけでなく、各専門分野の規模や編成を変革するという形でも追求される必要がある。また、大学教育のレリバンスとは、単に産業社会からの要請に即応するということではなく、俯瞰的な社会認識、普遍的な倫理意識、自己の社会的責任についての認識を学習者に醸成するものでなければならない。

- 大学教育機会全体が趨勢的に拡大している中で、それ自体は抑制することなく、個々の大学・個々の分野の教育と学習の質そのものを前景化することにより、日本の宿痾とも言える大学間の一元的階層構造を是正してゆくという方向性が追求されるべきである。
- 伝統的な大学観に当てはまらない大学の出現や、新しい大学教育の在り方を肯定することも必要である。さらに、大学と他の教育訓練機関(大学院を含む)の間に、機関の種類の壁を越えた教育内容本位のアーティキュレーション（進路としての接続）や連携を拡充することが期待される。
- 将来における「大学と仕事との関係」の在り方：産業界は大学における教育・学習の成果を尊重し、大学は産業界の現実的動向を視野に入れつつそれを超える知的・倫理的側面を含む教育を提供することにより、互いの対話と信頼を形成してゆくことが求められる。具体的な「大学から仕事への移行」のメカニズムとしては、現状の新規学卒一括採用以外の、「専門性」を尊重したオルタナティブな入職へのルートを構築し、学生にとっての選択肢の拡大、企業にとっての採用マッチングの向上、大学にとっての教育機能の確保を実現することが必要である。

※ この際、たとえ伝統的な大企業の幹部候補生の就活が現状のままで、早期化問題が是正されなくとも、それが少数に留まるのであれば構わないのではないのか。欧米諸国のように原則自由を基本的な立場としてよいのではないのか。

#### 4. 政府（中央及び地方）の役割

- 従来の教育政策は教育という領域の中だけで改善努力を進めてきたが、今後は雇用政策や産業政策と一体となって、社会的な課題に取り組む必要がある。すなわち、各行政分野の独自の論理（それぞれの業界の利益の擁護と統制を重視した縦割り行政）に基づいて必ずしも整合性のない政策を別個に行うのではなく、前述の理念を実現しうる新しい産業社会を構築すべく、産業・雇用・教育・福祉の各分野を通じた一体的な政策を展開することが求められる。
- その際、地域（自治体）ごとの産業構造や教育機関の状況に即して、地域を単位とした主体的な取組みが重要であるとともに、地域を超えた広域ブロックおよび全国に及ぶ連携や協力が必要である。

### Ⅲ 提 言

1. 基本姿勢：雇用システムと大学との構造的齟齬を直視し、根底的な対応策を講じる必要性を、関係セクターすべてが深く認識すべきこと

○日本の雇用システムの縮減と、大学教育機会の拡大から生じている構造的齟齬に対して、従来型の「大学から仕事への移行」の仕組みだけではすでに対応できなくなっていること

○また、高い柔軟性や汎用力をもつ人材要求が企業側から高まっているが、個人の能力や大学の教育機能の有限性を考慮し、より現実的に対応可能な方策を講じる必要があること

○それゆえオルタナティブな「大学と仕事との関係性」を作り出す必要が喫緊に存在すること

2. 企業の雇用システム・労働市場に対して

グローバル経済の下で進行する二極分化と窮乏化層の拡大傾向を、一定の経済的合理性と両立させつつ抑止していくべきこと

(1) オルタナティブとなる雇用システムの構築の必要性

○日本の雇用システムの縮減を補完し、新たな decent work の創出につなげるために、専門的な職業能力を基軸とする労働市場の漸進的な形成と整備に向けて、企業の雇用・産業に係る政策及びセクターが教育機関と連携して取り組むべきこと

○専門的な職業能力を基軸とする労働市場（具体的には職種別の採用）を、現状よりも導入・拡大すべきこと

○上記においては人材要件や採用基準を可能な限り明確に示すこと

(2) 地域におけるキャリアラダーの構築の必要性

○単に現存するニーズに対応した職業能力形成ではなく、地域において新たな decent work が創出されるよう、雇用・産業に係る政策及びセクターが教育機関と連携して、下から上昇していけるキャリアラダーの積極的な構築を行う必要性

3. 大学に対して

上記のような雇用システムの再構築に際して、ユニバーサル化した大学が担う新たな役割

(1) 大学教育の職業的レリバンスについての方針の明示

○個々の大学および学部・学科が職業的レリバンスに関していかなる方針を以て臨んでいるかを学内外に明示すること

○その際には、専門職業に直結する知識・理解／汎用的に活用できるスキル／「学び習慣」のような潜在的なスキル、といったように、職業分野との関連性の強さについて明確化して示すこと

- 上記は、いわゆる「キャリア教育」や資格取得講座等の追加的教育のみならず、本体の教育課程そのものを対象とすること
- 上記においては、学士課程教育と大学院教育、専門職大学院教育、企業内教育等との分担・連携の在り方についても示すこと
- (2) 教育課程におけるシチズンシップ教育の位置づけの明確化
  - 職業人としての倫理観や自律性、自他の権利を守るための知識と方法など、シチズンシップ教育に当たるものを教育課程にどのように組み込んでいるかについて学内外に明示すること
- (3) 中長期的な観点からのマッチングの改善
  - 諸外国に見られるような、大学就学前ないし就学中における一定期間にわたる就労経験を可能とする入学留保制度・休学制度の導入
- (4) リカレント教育の実質化
  - キャリア形成は、職業生活を通じて長期にわたるものであり、大学がその節目節目で「学び直し」の機会を与える場となること
  - そのための、社会人経験をもつ者に配慮した入学・就学制度の導入・拡充・普及
- (5) 大学のアドミッション・ポリシーの明確化と他の教育訓練機関とのアーティキュレーションの再構築
  - 各大学の職業的レリバンスの明示とそれに即したアドミッション・ポリシーの明確化
  - 高校段階において大学等の選択のみではなく、職業人としての進路選択を自覚させることが重要
  - 他の教育訓練機関との単位互換等の推進
- (6) 卒業者の学習成果の水準を保証するための成績管理
  - 各授業の到達目標の明示と、それに即した絶対評価による達成度評価の導入

#### 4. 就活問題への対応

就活が前に延びること（早期化すること）の抑制と、後に伸ばすこと（大学教育を終えた後も就活をできるようにすること）の推進 ※図を参照

後に伸ばすことが前に延びることの抑制の前提となり、前に延びることの抑制が、成績の適切な評価を媒介とした大学教育と企業ニーズとのよりよい接続の前提となること

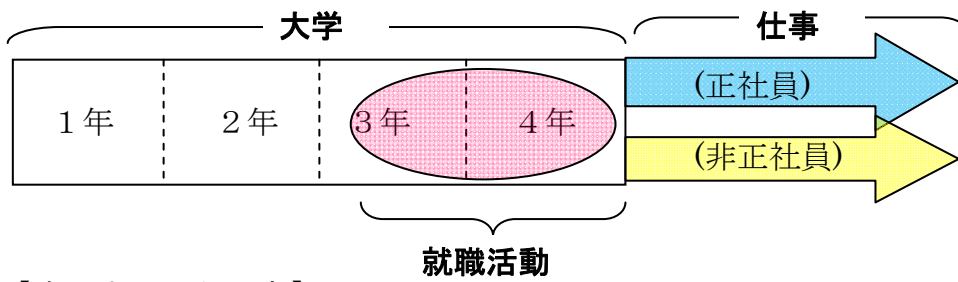
- (1) 企業の採用における「新卒」要件の明確な緩和
- (2) 就活については、大学卒業後3年程度までは大学の就職紹介の対象とすること、あるいは就職できなかった場合に大学に籍を残せる制度
- (3) 就職できない若者の生活や職業能力開発を支援する制度
- (4) 各地域の大学間の連携のもとで地方の学生の就職活動を支援する制度

## (5) 履歴や属性に基づく差別を撤廃した公正な採用基準の推進

## 5. 政府（中央および地方）に対して

上記のような企業・労働市場と大学の関係性の変革が必要であるという方向性を社会に明示するとともに、各セクターに働きかけ、統合的・協調的な推進を図ること

## 【現状】



## 【実現すべきあり方】

